

- (ウ) 大野市此の木谷注水口から下流50メートルの此の木谷川左岸
- (エ) 大野市此の木谷注水口から下流50メートルの此の木谷川右岸
- (オ) 石徹白川右岸の福井県大野市小谷堂20字1-2と岐阜県郡上市白鳥町石徹白字鬼神山1-8との境界(石徹白川右岸県境)
- (カ) 石徹白川左岸の福井県大野市小谷堂19字2-9と岐阜県郡上市白鳥町石徹白字大山1-2との境界(石徹白川左岸県境)
- エ 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで
- オ 関係地区 大野市(旧和泉村に限る)
- (3) 公示番号 内共第3号
- ア 漁業の種類、名称および時期

種類	名称	時期
第5種共同漁業	あゆ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	こい〃	〃
〃	ふな〃	〃
〃	いわな〃	〃
〃	やまめ〃	〃

イ 漁場の位置 福井市(旧越廼村および旧美山町を除く)、越前市、鯖江市、南条郡南越前町(旧河野村を除く)

ウ 漁場の区域 次の基点第5号と基点第6号とを結ぶ線から上流の日野川本流および支流の区域

ただし、(ア)と(イ)とを結ぶ線から上流の底喰川本流および支流の区域、基点第7号と基点第8号とを結ぶ線から上流の足羽川の区域、(ウ)と(エ)とを結ぶ線から上流の狐川の区域、(オ)と(カ)とを結ぶ線から上流の江端川および(キ)と(ク)とを結ぶ線から上流の天王川の区域を除く。

- 基点第5号 福井市田ノ谷町九頭竜川左岸と同町日野川左岸との交差点
- 基点第6号 福井市郡町九頭竜川左岸と同町日野川右岸との交差点
- 基点第7号 福井市大瀬町日野川右岸と同町足羽川左岸との交差点
- 基点第8号 福井市大瀬町日野川右岸と同町足羽川右岸との交差点
- (ア) 福井市三ツ屋町底喰川左岸と同町日野川右岸との交差点
- (イ) 福井市地藏堂町底喰川右岸と同町日野川右岸との交差点
- (ウ) 福井市東下野町狐川左岸と同町日野川右岸との交差点
- (エ) 福井市角折町狐川右岸と同町日野川右岸との交差点
- (オ) 福井市下江守町に設置された江端川水門下流端と同町江端川左岸との交差点
- (カ) 福井市下江守町に設置された江端川水門下流端と同町江端川右岸との交差点
- (キ) 丹生郡越前町乙坂向浜堤防(天王川右岸)
- (ク) (キ)から真方位340度の線と対岸との交点

- エ 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで
- オ 関係地区 福井市(旧越廼村および旧美山町を除く)、越前市、鯖江市および南条郡南越前町(旧河野村を除く)
- (4) 公示番号 内共第5号
- ア 漁業の種類、名称および時期

種類	名称	時期
第5種共同漁業	あゆ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	こい〃	〃
〃	ふな〃	〃
〃	いわな〃	〃
〃	やまめ〃	〃

イ 漁場の位置 福井市(旧越廼村および旧清水町を除く)、今立郡池田町および吉田郡永平寺町(旧松岡町に限る)

ウ 漁場の区域 次の基点第7号と基点第8号とを結ぶ線から上流の足羽川本流および支流の区域

ただし、(ア)と(イ)とを結ぶ線と(ウ)と(エ)とを結ぶ線との間の部子川の区域、(オ)と(カ)とを結ぶ線と(キ)と(ク)とを結ぶ線との間の水海川の区域を除く。

- 基点第7号 福井市大瀬町日野川右岸と同町足羽川左岸との交差点
- 基点第8号 福井市大瀬町日野川右岸と同町足羽川右岸との交差点
- (ア) 足羽川ダム減勢工から下流50メートルの部子川左岸
- (イ) 足羽川ダム減勢工から下流50メートルの部子川右岸
- (ウ) 足羽川ダム流木止め施設から上流50メートルの部子川左岸
- (エ) 足羽川ダム流木止め施設から上流50メートルの部子川右岸
- (オ) 水海川分水施設分水堰から下流50メートルの水海川左岸
- (カ) 水海川分水施設分水堰から下流50メートルの水海川右岸
- (キ) 水海川分水施設貯砂ダムから上流50メートルの水海川左岸
- (ク) 水海川分水施設貯砂ダムから上流50メートルの水海川右岸
- エ 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで
- オ 関係地区 福井市(旧越廼村および旧清水町を除く)、今立郡池田町および吉田郡永平寺町(旧松岡町に限る)
- (5) 公示番号 内共第6号
- ア 漁業の種類、名称および時期

種類	名称	時期
第5種共同漁業	あゆ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	こい〃	〃
〃	いわな〃	〃
〃	やまめ〃	〃

- イ 漁場の位置 あわら市(旧芦原町を除く)および坂井市丸岡町
- ウ 漁場の区域 次の基点第9号と基点第10号とを結ぶ線から上流の竹田川本流および支流の区域
- ただし、(ア)と(イ)とを結ぶ線と(ウ)と(エ)とを結ぶ線との間の竹田川本流の区域を除く。

- 基点第9号 あわら市矢地御迎橋橋台下流端を結ぶ線と竹田川左岸との交差点
- 基点第10号 あわら市矢地御迎橋橋台下流端を結ぶ線と竹田川右岸との交差点
- (ア) 龍ヶ鼻ダム本体下流側の取付護岸左岸下流端
- (イ) 龍ヶ鼻ダム本体下流側の取付護岸右岸下流端
- (ウ) 龍ヶ鼻ダム本体上流側の流木止め左岸設置位置
- (エ) 龍ヶ鼻ダム本体上流側の流木止め右岸設置位置
- エ 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで
- オ 関係地区 あわら市(旧芦原町を除く)および坂井市丸岡町
- (6) 公示番号 内共第7号

ア 漁業の種類、名称および時期

種類	名称	時期
第5種共同漁業	あゆ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	やまめ	〃

- イ 漁場の位置 南条郡南越前町(旧南条町および旧今庄町を除く)
- ウ 漁場の区域 次の基点第11号と基点第12号とを結ぶ線から上流の河野川本流および支流の区域
- 基点第11号 南条郡南越前町河野河野川河口右岸護岸堤先端(河野川右岸)
- 基点第12号 基点第11号から真方位130度の線と対岸との交点(河野川左岸)
- エ 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで
- オ 関係地区 南条郡南越前町(旧南条町および旧今庄町を除く)
- (7) 公示番号 内共第8号

ア 漁業の種類、名称および時期

種類	名称	時期
第5種共同漁業	あゆ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	いわな	〃
〃	やまめ	〃

- イ 漁場の位置 敦賀市
- ウ 漁場の区域 次の基点第13号と基点第14号とを結ぶ線から上流の川本流および支流の区域
- 基点第13号 敦賀市松島町松島突堤排水口(笹の川左岸)

- 基点第14号 基点第13号から真方位90度の線と対岸との交点(笹の川右岸)
- エ 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで
- オ 関係地区 敦賀市
- (8) 公示番号 内共第10号

ア 漁業の種類、名称および時期

種類	名称	時期
第5種共同漁業	あゆ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	やまめ	〃

- イ 漁場の位置 三方郡美浜町
- ウ 漁場の区域 次の点(ア)と(イ)とを結ぶ線から上流の耳川本流および支流の区域
- 基点第15号 三方郡美浜町大字和田と同町河原市との境界(耳川左岸)
- 基点第16号 基点第15号から真方位93度の線と対岸との交点(耳川右岸)
- (ア) 基点第15号から下流620メートルの耳川左岸
- (イ) 基点第16号から下流620メートルの耳川右岸
- エ 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで
- オ 関係地区 三方郡美浜町
- (9) 公示番号 内共第11号

ア 漁業の種類、名称および時期

種類	名称	時期
第5種共同漁業	あゆ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	こい	〃
〃	ふな	〃
〃	やまめ	〃

- イ 漁場の位置 小浜市および三方上中郡若狭町(旧三方町を除く)
- ウ 漁場の区域 次の基点第42号と基点第43号とを結ぶ線および基点第44号と基点第45号とを結ぶ線の間の北川本流および支流の区域
- 基点第42号 小浜市雲浜二丁目北川右岸護岸堤先端
- 基点第43号 小浜市城内二丁目北川左岸護岸堤先端
- 基点第44号 北川右岸の福井県三方上中郡若狭町熊川と滋賀県との境界(北川右岸県境)
- 基点第45号 北川左岸の福井県三方上中郡若狭町熊川と滋賀県との境界(北川左岸県境)
- エ 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで
- オ 関係地区 小浜市および三方上中郡若狭町(旧三方町を除く)
- (10) 公示番号 内共第12号
- ア 漁業の種類、名称および時期

種類	名称	時期
第5種共同漁業	こい漁業	1月1日から12月31日まで
〃	ふな〃	〃

イ 漁場の位置 小浜市
 ウ 漁場の区域 次の基点第43号と基点第46号とを結ぶ線から上流の多田川本流および支流の区域

基点第43号 小浜市城内二丁目北川左岸護岸堤先端
 基点第46号 基点第43号から真方位168度の線と対岸との交点(多田川左岸)

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで
 オ 関係地区 小浜市

(11) 公示番号 内共第13号

ア 漁業の種類、名称および時期

種類	名称	時期
第5種共同漁業	あゆ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	こい〃	〃
〃	ふな〃	〃
〃	やまめ〃	〃

イ 漁場の位置 小浜市および大飯郡おおい町(旧大飯町を除く)

ウ 漁場の区域 次の基点第47号と基点第48号とを結ぶ線から上流の南川本流および支流の区域

基点第47号 小浜市津島南川右岸護岸堤先端
 基点第48号 基点第47号から真方位222度30分の線と対岸との交点(南川左岸)

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで
 オ 関係地区 小浜市および大飯郡おおい町(旧大飯町を除く)

(12) 公示番号 内共第15号

ア 漁業の種類、名称および時期

種類	名称	時期
第5種共同漁業	あゆ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	こい〃	〃
〃	いわな〃	〃
〃	やまめ〃	〃

イ 漁場の位置 大飯郡おおい町(旧名田庄村を除く)

ウ 漁場の区域 次の基点第21号と基点第22号とを結ぶ線から上流の佐分利川本

流および田井谷川および大谷川の区域
 基点第21号 大飯郡おおい町本郷大橋橋台下流端を結ぶ線と佐分利川左岸との交差点
 基点第22号 大飯郡おおい町本郷大橋橋台下流端を結ぶ線と佐分利川右岸との交差点

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで
 オ 関係地区 大飯郡おおい町

(13) 公示番号 内共第16号

ア 漁業の種類、名称および時期

種類	名称	時期
第1種共同漁業	しじみ漁業	1月1日から12月31日まで
第5種共同漁業	こい〃	1月1日から12月31日まで
〃	ふな〃	〃
〃	わかさぎ〃	〃
〃	うなぎ〃	〃
〃	えび〃	〃

イ 漁場の位置 あわら市
 ウ 漁場の区域 次の基点第23号と基点第24号とを結ぶ線と陸岸とによって囲まれた北潟湖の区域および観音川本流の区域

基点第23号 あわら市浜坂開田橋左岸両親柱中央点
 基点第24号 あわら市浜坂開田橋右岸両親柱中央点

エ 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで
 オ 関係地区 あわら市

(14) 公示番号 内共第17号

ア 漁業の種類、名称および時期

種類	名称	時期
第1種共同漁業	しじみ漁業	1月1日から12月31日まで
第5種共同漁業	こい〃	1月1日から12月31日まで
〃	ふな〃	〃
〃	うなぎ〃	〃
〃	えび〃	〃

イ 漁場の位置 福井県あわら市ならびに石川県加賀市塩屋町、大聖寺上木町および大聖寺瀬越町

ウ 漁場の区域 次の基点第23号と基点第24号とを結ぶ線、(ア)と(イ)とを結ぶ線および(ウ)と(イ)とを結ぶ線と陸岸とによって囲まれた北潟湖の区域および大聖寺川本流の区域

- 基点第23号 あわらし浜坂開田橋左岸両親柱中央点
- 基点第24号 あわらし浜坂開田橋右岸両親柱中央点
- (ワ) 石川県加賀市塩屋大橋橋台下流端を結ぶ線と大聖寺川左岸との交差点
- (イ) 石川県加賀市塩屋大橋橋台下流端を結ぶ線と大聖寺川右岸との交差点
- (ウ) 福井県坂井郡芦原町大字浜坂字弁天大聖寺川河口左岸防波堤先端
- (エ) 石川県加賀市塩屋町大聖寺川河口右岸防波堤先端
- エ 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで
- オ 関係地区 福井県あわらし市ならびに石川県加賀市塩屋町、大聖寺上木町および大聖寺瀬越町

(15) 公示番号 内共第18号

ア 漁業の種類、名称および時期

種類	名称	時期
第1種共同漁業	しじみ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	えむし〃	〃
第5種共同漁業	わかさぎ〃	1月1日から12月31日まで
〃	うなぎ〃	〃
〃	くろだい〃	〃
〃	はぜ〃	〃

- イ 漁場の位置 三方郡美浜町および三方上中郡若狭町(旧上中町を除く)
- ウ 漁場の区域 次の基点第27号と基点第28号とを結ぶ線、(ワ)と基点第29号とを結ぶ線および陸岸とによって囲まれた久々子湖の区域
- 基点第27号 三方郡美浜町大字南の庄宅地33の1地先(早瀬川左岸)
- 基点第28号 三方郡美浜町大字早瀬字橋向宅地2番地先(早瀬川右岸)
- 基点第29号 三方上中郡若狭町気山字名浦見田2番(浦見川右岸)
- (ワ) 三方上中郡若狭町気山字高浦見田16番(浦見川左岸)
- エ 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで
- オ 関係地区 三方郡美浜町および三方上中郡若狭町(旧上中町を除く)

(16) 公示番号 内共第20号

ア 漁業の種類、名称および時期

種類	名称	時期
第1種共同漁業	しじみ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	えむし〃	〃
第5種共同漁業	こい〃	1月1日から12月31日まで
〃	ふな〃	〃
〃	わかさぎ〃	〃
〃	うなぎ〃	〃

- イ 漁場の位置 三方上中郡若狭町(旧上中町を除く)
- ウ 漁場の区域 次の基点第29号と(ワ)とを結ぶ線、基点第30号と(イ)とを結ぶ線および陸岸とによって囲まれた水月湖、菅湖および浦見川の区域
- 基点第29号 三方上中郡若狭町気山字名浦見田2番(浦見川右岸)
- 基点第30号 三方上中郡若狭町成出字東瀬戸畑3番北西角
- (ワ) 三方上中郡若狭町気山字高浦見田16番(浦見川左岸)
- (イ) 基点第30号から真方位350度40分の線と対岸との交点
- エ 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで
- オ 関係地区 三方上中郡若狭町(旧上中町を除く)

(17) 公示番号 内共第21号

ア 漁業の種類、名称および時期

種類	名称	時期
第1種共同漁業	しじみ漁業	1月1日から12月31日まで
〃	えむし〃	〃
第5種共同漁業	あゆ〃	1月1日から12月31日まで
〃	こい〃	〃
〃	ふな〃	〃
〃	やまめ〃	〃
〃	もろこ〃	〃
〃	わかさぎ〃	〃
〃	うなぎ〃	〃
〃	えび〃	〃

- イ 漁場の位置 三方上中郡若狭町(旧上中町を除く)
- ウ 漁場の区域 次の基点第30号と(ワ)とを結ぶ線および陸岸とによって囲まれた三方湖の区域ならびに三方湖に接続する河川本流および支流の区域
- 基点第30号 三方上中郡若狭町成出字東瀬戸畑3番北西角
- (ワ) 基点第30号から真方位350度40分の線と陸岸との交点
- エ 存続期間 令和5年9月1日から令和15年8月31日まで
- オ 関係地区 三方上中郡若狭町(旧上中町を除く)

(18) 公示番号 内区第1号

ア 漁業の種類、名称および時期

種類	名称	時期
第2種区画漁業	魚類養殖業	1月1日から12月31日まで

- イ 漁場の位置 三方上中郡若狭町鳥浜地先
 ウ 漁場の区域 次の基点第34号、(ア)および(イ)の各点を順次に結んだ線と(イ)西方の陸岸とによって囲まれた区域
 基点第33号 三方上中郡若狭町鳥浜第128号藤ヶ崎7番地に設置した標柱
 基点第34号 三方上中郡若狭町鳥浜第128号藤ヶ崎2の1番地に設置した標柱
- (ア) 基点第34号から真方位80度320メートルの点
 (イ) 基点第33号から真方位78度の線と陸岸との交点
- エ 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで
 オ 個別漁業権又は団体漁業権の別 個別漁業権
- カ 関係地区 三方上中郡若狭町鳥浜
- (19) 公示番号 内区第11号
- ア 漁業の種類、名称および時期
 種類 第1種区画漁業
 名称 魚類小割り式養殖業
 時期 1月1日から12月31日まで
- イ 漁場の位置 三方上中郡若狭町鳥浜地先
 ウ 漁場の区域 次の基点第50号、(ア)、(イ)、(ウ)および基点第51号の各点を順次に結んだ線と基点51号の西方の陸岸とによって囲まれた区域
 ただし、B号産卵場の区域を除く。
 基点第50号 三方上中郡若狭町鳥浜鱒川河口右岸突端に設置した標柱
 基点第51号 三方上中郡若狭町鳥浜山古川河口右岸突端に設置した標柱
 (ア) 基点第50号から真方位347度140メートルの点
 (イ) 基点第50号から真方位353度250メートルの点
 (ウ) (イ)から真方位45度30メートルの点
- エ 存続期間 令和5年9月1日から令和10年8月31日まで
 オ 個別漁業権又は団体漁業権の別 団体漁業権
- カ 関係地区 三方上中郡若狭町鳥浜
- 2 漁業法施行規則(令和2年農林水産省令第47号)第24条各号に掲げる事項
 (1) 福井県内水面漁場管理委員会の意見の概要および当該意見の処理の結果
 ① 意見の概要 知事から諮問のあった福井県内水面漁場計画案については、適当である
 ② 意見の処理の結果 適当であると答申されたことから、案のとおり福井県内水面漁場計画を作成
 (2) 漁場の図面 別添のとおり
- 3 漁業の免許予定日
 令和5年9月1日

- 4 申請期間
 令和5年6月1日から同年7月19日まで
- 5 類似漁業権以外の漁業権
 なし

(1) 公示番号 内共第1号

ア 漁業の種類、名称および時期

種類	名称	時期
第5種共同漁業	あゆ漁業	1月1日から12月31日まで
"	こい	"
"	あな	"
"	いわな	"
"	やまめ	"
"	もぐすかに	"

漁場の位置

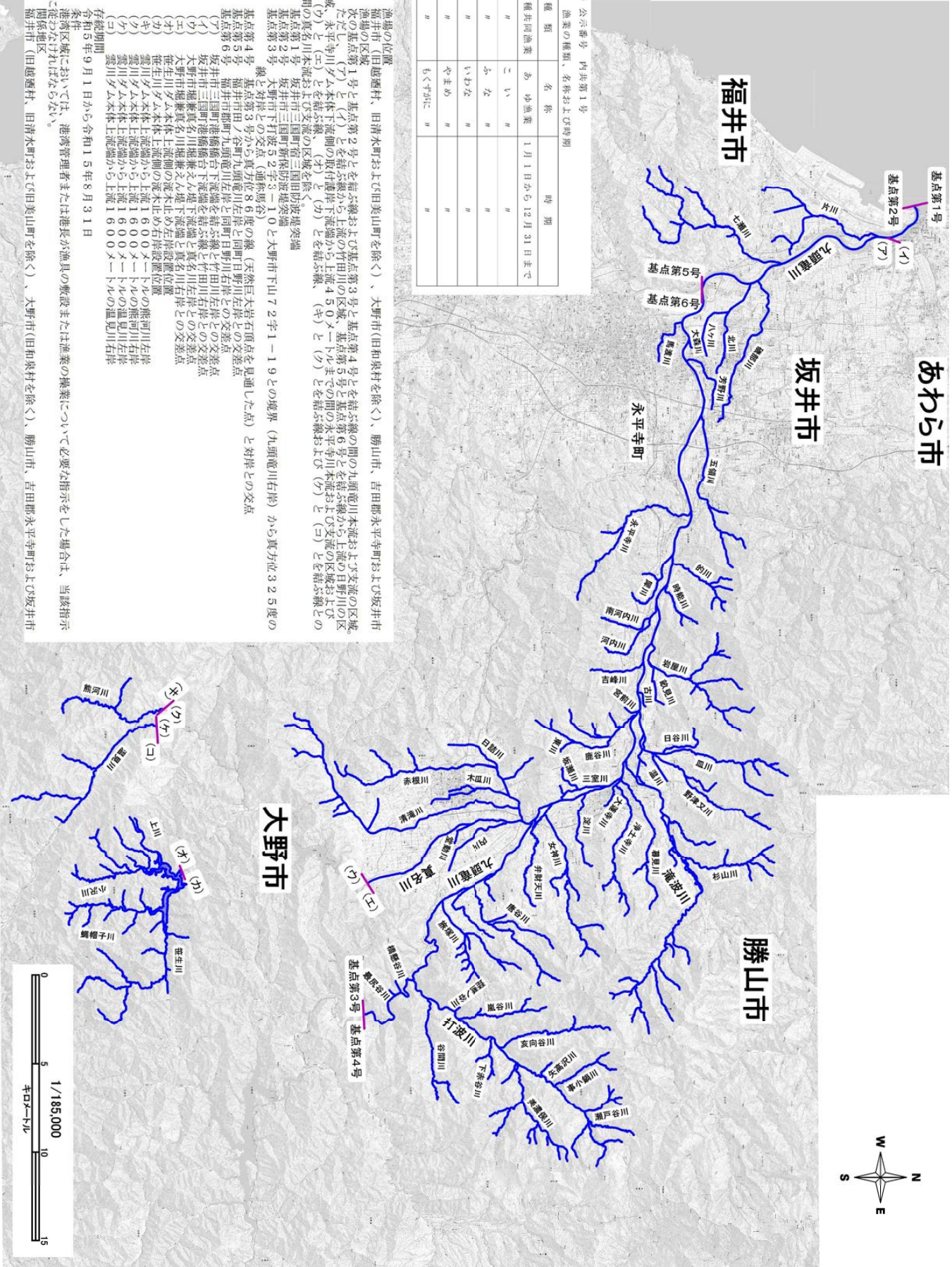
漁場は、旧越前市、旧清水町および旧美山町を除く、大野市(旧和泉村を除く)、勝山市、吉田郡永平寺町および坂井市(旧越前市)と(イ)流域の取付運河下流端から上流4.50メートルと(ロ)とを結ぶ線および(ハ)とを結ぶ線との間の真名川本流および支流の区域を除く

基礎第1号 坂井市三國町新保助渡堤突端
基礎第2号 大野市下打渡5.2(通称馬谷)
基礎第3号 基礎第2号との境界(九頭竜川右岸)から真方成3.25度の線と対岸との交点
基礎第4号 坂井市三國町九頭竜川左岸と同日野川右岸との交点
基礎第5号 坂井市三國町九頭竜川左岸と同日野川右岸との交点
基礎第6号 坂井市三國町九頭竜川左岸と同日野川右岸との交点
基礎第7号 坂井市三國町九頭竜川左岸と同日野川右岸との交点
基礎第8号 坂井市三國町九頭竜川左岸と同日野川右岸との交点
基礎第9号 坂井市三國町九頭竜川左岸と同日野川右岸との交点
基礎第10号 坂井市三國町九頭竜川左岸と同日野川右岸との交点
基礎第11号 坂井市三國町九頭竜川左岸と同日野川右岸との交点
基礎第12号 坂井市三國町九頭竜川左岸と同日野川右岸との交点
基礎第13号 坂井市三國町九頭竜川左岸と同日野川右岸との交点
基礎第14号 坂井市三國町九頭竜川左岸と同日野川右岸との交点
基礎第15号 坂井市三國町九頭竜川左岸と同日野川右岸との交点
基礎第16号 坂井市三國町九頭竜川左岸と同日野川右岸との交点
基礎第17号 坂井市三國町九頭竜川左岸と同日野川右岸との交点
基礎第18号 坂井市三國町九頭竜川左岸と同日野川右岸との交点
基礎第19号 坂井市三國町九頭竜川左岸と同日野川右岸との交点
基礎第20号 坂井市三國町九頭竜川左岸と同日野川右岸との交点

存続期間
令和5年9月1日から令和15年8月31日

備考
漁場区域においては、港湾管理者または港長の敷設または漁業の操業について必要な指示をした場合は、当該指示に従わなければならない。

関係地区
福井市(旧越前市)、旧清水町および旧美山町を除く、大野市(旧和泉村を除く)、勝山市、吉田郡永平寺町および坂井市



(2) 公示番号 内五第2号

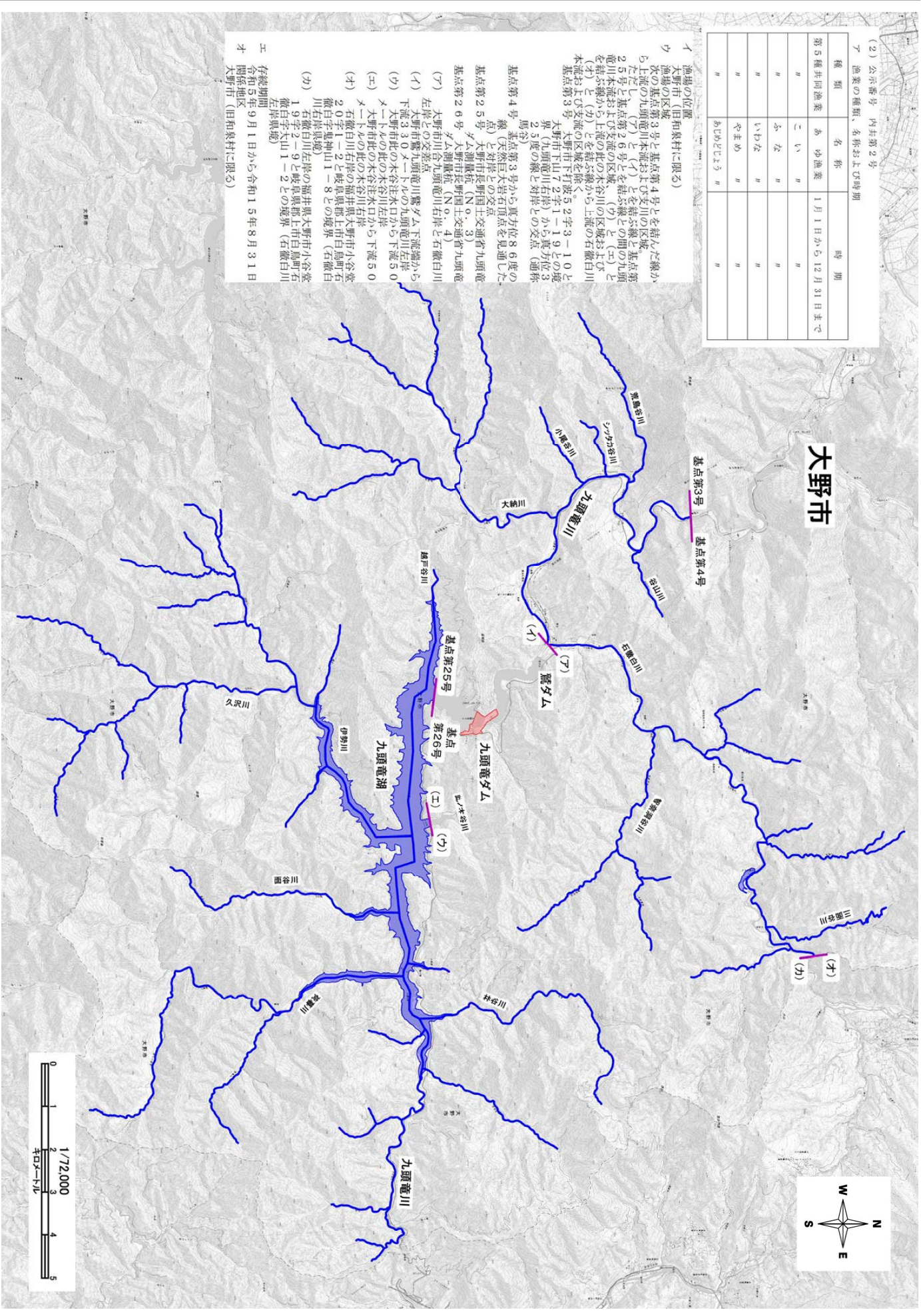
種別	名称	時期
漁業の種類、名称および時期	あゆ漁業	1月1日から12月31日まで
第5種共同漁業	こい	"
"	ふな	"
"	いわな	"
"	やまめ	"
"	あひじょう	"

イ 漁場の位置
 大野市(旧和泉村に限る)

ウ 漁場の区域
 次の基点第3号と基点第4号とを結んだ線から上流の九頭竜川本流および交川の区域
 (ア)と(イ)とを結ぶ線と基点第25号とを結ぶ線との間の九頭竜川本流および交川の区域 (ウ)と(エ)とを結ぶ線から上流の此の木谷川の区域および本流および交川の区域を除く
 基点第3号 大野市下打渡52字3-10と境界(九頭竜川右岸)との交点(通称馬谷)
 基点第4号 基点第3号から真方位86度の線(突然巨大岩石頂点を見通した線)と対岸との交点
 基点第25号 大野市長野国士交通者九頭竜川
 基点第26号 大野市長野国士交通者九頭竜川左岸との交点
 (イ) 大野市野上頭竜川ダム下流端から下流330メートルの九頭竜川左岸
 (ウ) 大野市北の木谷川右岸から下流5.0メートルの此の木谷川右岸
 (エ) 大野市北の木谷川右岸から下流5.0メートルの此の木谷川右岸
 (オ) 石徹白川右岸の福井県大野市小谷堂20字皇神山1-8との境界(右徹白川右岸線)
 (カ) 石徹白川左岸の福井県大野市小谷堂19字2-9と岐阜県郡上市白鳥町右左岸線

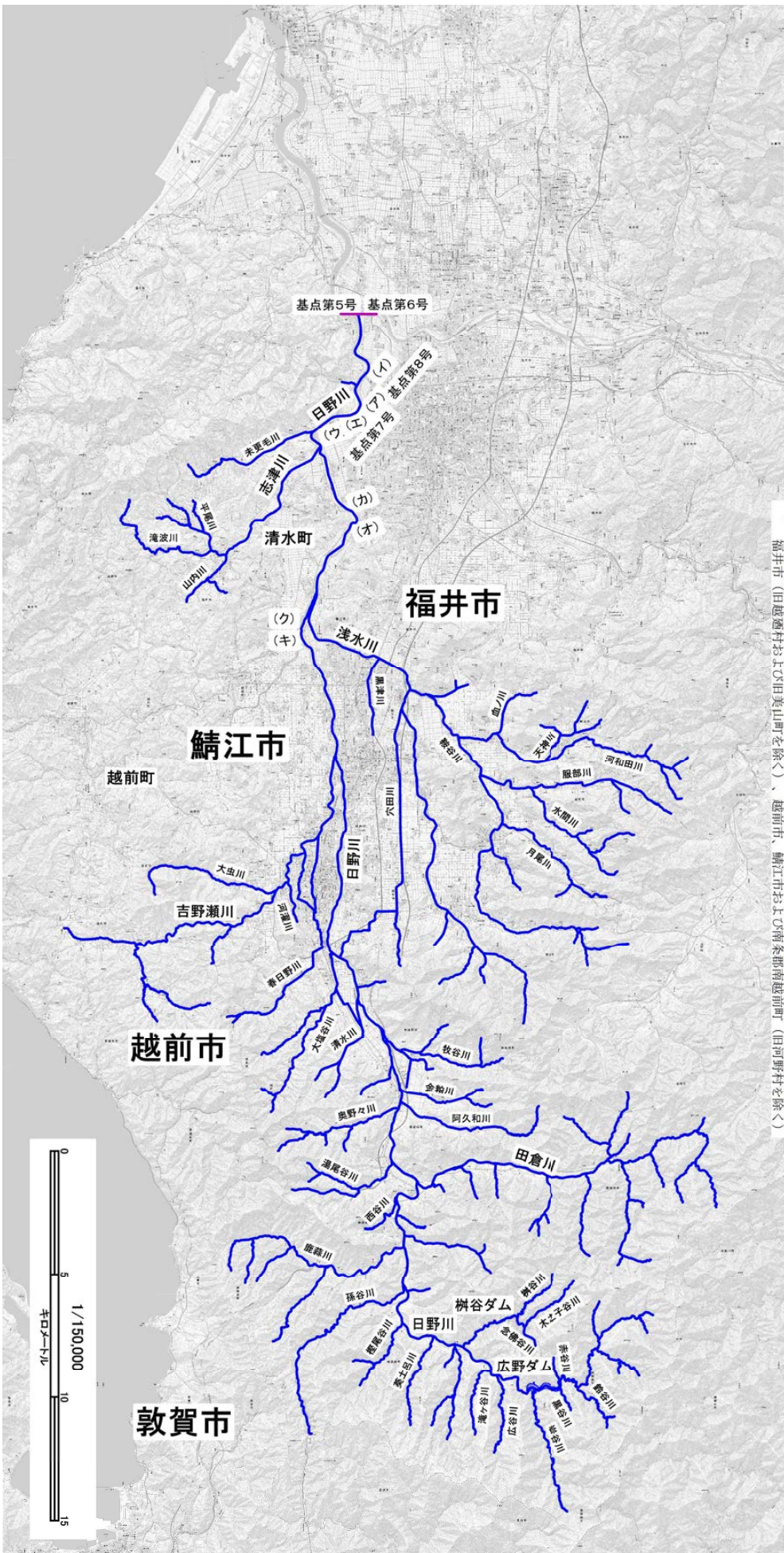
エ 存続期間
 令和5年9月1日から令和15年8月31日

オ 関係地区
 大野市(旧和泉村に限る)



(3) 公示番号 内共第3号
ア 漁業の種類、名称および時期

種類	名称	時期
第5種共同漁業	あゆ漁業	1月1日から12月31日まで
"	こい	"
"	ふな	"
"	いわな	"
"	やまめ	"



イ 漁場の位置
福井市(旧越前村および旧美山町を除く)、越前市、鯖江市、南条郡南越前町(旧河野村を除く)、
福井市(旧越前村および旧美山町を除く)、越前市、鯖江市、南条郡南越前町(旧河野村を除く)
エ 存続期間
令和5年9月1日から令和15年8月31日
福井市(旧越前村および旧美山町を除く)、越前市、鯖江市、南条郡南越前町(旧河野村を除く)
福井市(旧越前村および旧美山町を除く)、越前市、鯖江市、南条郡南越前町(旧河野村を除く)

イウ 漁場の位置
福井市(旧越前村および旧美山町を除く)、越前市、鯖江市、南条郡南越前町(旧河野村を除く)
次の基本第5号と基本第6号とを結ぶ線から上流の足羽川本流および支流の区域、
ただし、(ア)とを結ぶ線から上流の足羽川本流および支流の区域、基本第7号と基本第
8号とを結ぶ線から上流の足羽川本流および支流の区域、(イ)と(エ)とを結ぶ線から上流の天
(カ)とを結ぶ線から上流の足羽川本流および支流の区域、(キ)と(ク)とを結ぶ線から上流の天
基本第5号 福井市大瀬町日野川右岸と同日野川右岸との交差点
基本第6号 福井市大瀬町日野川右岸と同日野川右岸との交差点
基本第7号 福井市大瀬町日野川右岸と同日野川右岸との交差点
基本第8号 福井市大瀬町日野川右岸と同日野川右岸との交差点
(ア) 福井市地蔵堂町日野川右岸と同日野川右岸との交差点
(イ) 福井市地蔵堂町日野川右岸と同日野川右岸との交差点
(ウ) 福井市地蔵堂町日野川右岸と同日野川右岸との交差点
(エ) 福井市地蔵堂町日野川右岸と同日野川右岸との交差点
(オ) 福井市地蔵堂町日野川右岸と同日野川右岸との交差点
(カ) 福井市地蔵堂町日野川右岸と同日野川右岸との交差点
(キ) 福井市地蔵堂町日野川右岸と同日野川右岸との交差点
(ク) 福井市地蔵堂町日野川右岸と同日野川右岸との交差点
(ケ) 福井市地蔵堂町日野川右岸と同日野川右岸との交差点
(コ) 福井市地蔵堂町日野川右岸と同日野川右岸との交差点
(カ) 福井市地蔵堂町日野川右岸と同日野川右岸との交差点
(キ) 福井市地蔵堂町日野川右岸と同日野川右岸との交差点
(ク) 福井市地蔵堂町日野川右岸と同日野川右岸との交差点
(ケ) 福井市地蔵堂町日野川右岸と同日野川右岸との交差点
(コ) 福井市地蔵堂町日野川右岸と同日野川右岸との交差点